

熱海市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月29日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第29号

熱海市議会委員会条例の一部を改正する条例

熱海市議会委員会条例（平成18年熱海市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

第16条第1項中「あるとき」の次に「、委員長が出産のため出席できないとき」を加え、同条第2項中「とき」の次に「、出産のため出席できないとき、又は欠けたとき」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。